

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十四年一月二十五日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 協同組合落合ショッピングセンター

所在地 真庭郡落合町大字垂水六二八番地ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 協同組合落合ショッピングセンター

住所 真庭郡落合町大字垂水六二八番地

代表者の氏名 代表理事 谷本 孝正

3 変更事項

(変更前)

(1) 駐車場の収容台数 四百六十三台

(2) 駐輪場の収容台数 八十四台

(3) 駐車場の自動車の出入口の数 五箇所

(変更後)

(1) 駐車場の収容台数 三百五十六台

(2) 駐輪場の収容台数 八十七台

(3) 駐車場の自動車の出入口の数 六箇所

4 変更年月日

平成十四年九月二十三日

二 届出年月日

平成十四年一月二十二日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十四年一月二十五日から平成十四年五月二十五日まで

2 縦覧の場所

岡山県商工労働部商工企画課及び真庭地方振興局総務振興部総務振興課